

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第31回）

- 日時：令和2年8月31日（月） 午前10時30分～
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、統轄監
令和新时代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部
生活環境部、教育委員会、東部地域振興事務所
中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所、アドバイザー
- 議題：
 - （1）「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（国）と本県の対応について
 - （2）その他

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組

(R2.8.28 政府対策本部資料: 都道府県に関わりの深いポイントを抜粋)

- 4月に緊急事態宣言を発し、感染状況は改善したが、社会経済活動全般に大きな影響
- 感染者のうち、8割の者は他の人に感染させていない。また、8割は軽症又は無症状のまま治癒するが、2割で肺炎症状が増悪。
 - 一方、若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者で重症化リスクが高いことが判明
- これまで得られた新たな知見等を踏まえれば、ハイリスクの「場」やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能
- こうした考え方の下、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化。また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充
⇒ 感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける

■ 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し

- ・軽症者や無症状者について宿泊療養(適切な者は自宅療養)での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化。感染症法における権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直し

■ 検査体制の抜本的な拡充

- ・季節性インフルエンザ流行期に対応した地域における外来診療の医療提供体制と検体採取体制を踏まえて、都道府県において、新たな検査体制整備計画の策定。簡易・迅速な検査体制構築。抗原簡易キットを大幅拡充(20万件/日程度)
- ・感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施
- ・市区町村で一定の高齢者等の希望により検査を行う場合の国の支援
- ・本人等の希望による検査ニーズ(全額自己負担)に対応できる環境整備

■ 医療提供体制の確保

- ・都道府県において病床・宿泊療養施設を計画的に確保し体制整備。国は10月以降分の必要な予算確保
- ・患者を受け入れる医療機関の安定経営を確保するための更なる支援
- ・地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援を進め、季節性インフルエンザ流行期に備え、かかりつけ医等に相談・受診できる体制の整備
- ・病床がひっ迫した都道府県に対する他都道府県や自衛隊の支援

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組

(R2.8.28 政府対策本部資料: 都道府県に関わりの深いポイントを抜粋)

■ ワクチン

- ・円滑な接種実施のため、身近な地域での接種体制の確保

■ 保健所体制の整備

- ・都道府県を越えた緊急時の対応を可能にするため、自治体間、関係学会・団体からの保健師等の応援派遣スキームの構築
- ・都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク(リスト化。定期的な研修実施等)の創設
- ・保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置

■ 感染症危機管理体制の整備

- ・感染症危機管理時において情報収集・対策を全国統一で迅速に行えるよう、国・都道府県・保健所設置市権限・役割の見直しや、感染症危機管理における司令塔機能の強化。

< 鳥取県の対応 >

- 国における見直し内容について、引き続き情報収集していくとともに、現在行っている全国知事会照会による他県の意向にも留意し、対応を検討していく
- 今後のインフルエンザ流行期に備え、地域の医療機関での検査や、抗原簡易キットを活用したインフルエンザとコロナウイルスの順次検査等、県医師会・地区医師会等との意見交換を行い、県内の体制を再構築していく
- 医療機関・高齢者施設等に勤務する者の全員を対象とした検査体制についての協議を始める
- ワクチン接種の体制整備のため、県内市町村と情報共有・調整を進める
- 感染拡大地域への支援も含め、限られた医療人材を有効に活用できる協力体制を検討していく
- 引き続き県民に対して、感染症対策を県ホームページ、SNS、新聞広告など各種媒体や関係団体を通じて啓発するとともに、市町村へも住民への意識啓発をお願いしていく

イベント開催にあたっての注意事項

＜本県でのイベント開催条件の目安＞

◆県民を対象にした地域のイベント、行事

感染防止策を徹底して次の基準で実施。

【屋内】 5,000人以下かつ収容定員の50%以下の参加人数

【屋外】 5,000人以下かつ人との間隔を十分確保（概ね2m）

※参加者名簿を作成するなど全ての参加者の連絡先等を把握・保存しておくこと。

厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）やとっとり新型コロナ対策安心登録システムの活用。

◆9月1日以降のイベント開催については、8月24日付けの国通知により、屋内・屋外とも5,000人以下の要件を継続。
（9月末まで）

～新型コロナウイルス感染症を県民一丸となって克服するために～

鳥取県新型コロナウイルス感染症拡大防止 のためのクラスター対策等に関する条例

新型コロナウイルスは、特に「三密」の環境などで一度に多数の人への感染を引き起こす「クラスター」が発生することで爆発的に拡大するという特性があります。

ひとたびクラスターが発生すると、一気に感染の大きな波に飲み込まれてしまいかねず、高齢化が進んでいる本県では重症化の危険が急激に高まります。クラスターをいち早く封じ込めるには、施設等の使用を直ちに停止し、利用者等の検査を速やかに実施するために施設名等を公表することが必要となりますが、現行の関連法令だけでは十分な措置を講じることができないため、本県独自の条例を制定し、機動的に対応することにより、県民の生命及び健康を保護し、県民の生活を守ることとしたものです。

県民一丸となって新型コロナウイルス感染症の克服に取り組みましょう。

県民、事業者、県及び市町村の役割

- 県や市町村は、県民及び事業者の取組みを支援するとともに、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 県民及び事業者には、感染予防対策の実施、クラスター発生時の感染拡大防止対策へのご協力をお願いします。また、感染防止に取り組む施設等を積極的に利用しましょう。

～クラスターが発生したら～

- クラスターによる感染拡大を防止するため、事業者のかたは、直ちに施設・店舗等の使用を停止し、保健所の指導に従って消毒等を行ってください。

消毒等の対応を取るために最低限必要な期間、使用停止していただくものです。

- 他者の故意による場合や事業者が予防対策を適切に講じていたにもかかわらずクラスターが発生した場合は、県から協力金を給付します。
- 県は必要に応じて施設名等を公表します。（利用者全員にお知らせできるときは公表は行いません。）

施設名等の公表は、利用者にクラスター発生をいち早く知ってもらい、速やかにPCR検査を受けていただくことを目的としており、決して罰則のような趣旨ではありません。

- もし事業者が自主的に適切な措置を講じないときは、県は施設等の使用停止の勧告を行います。

この勧告は罰則ではなく、クラスター発生による感染拡大の遮断を目的としています。緊急事態宣言時、他県では実際に感染が発生していないにもかかわらず長期間に渡って業種全体の営業停止を要請する例もありましたが、この条例は、クラスターが発生した施設等に限定した最小限度のお願いとしています。

人権尊重

- 患者やその家族、医療従事者を応援し、一丸となってまん延防止を図りましょう。
- 感染者や施設等への誹謗中傷、差別的な言動、プライバシーの侵害は許されません。

感染防止対策等の周知

事業者及び関係団体向けに、クラスター対策条例を含め、今後の感染防止対策や各種支援制度に関する説明会を開催し、一丸となった取組への協力を要請

◆ 商工団体等

各商工会議所、県商工会、県中小企業団体中央会、県内金融機関等

<日程>

【東部】8月31日(月)午前10時～ 鳥取商工会議所

【中部】8月31日(月)午後1時～ 倉吉商工会議所

【西部】8月31日(月)午後3時30分～ 米子商工会議所

◆ 飲食衛生、宿泊業関係

県飲食生活衛生同業組合、県食品衛生協会、県旅館ホテル生活衛生同業組合の各会員、県生活衛生営業指導センター

<日程>

【東部】9月3日(木)午後3時～ 県庁講堂

【中部】9月4日(金)午後2時30分～ 倉吉体育文化会館

【西部】9月4日(金)午前10時～ 米子コンベンションセンター

新型コロナウイルス感染症に関する学校の対応

<部活動（運動部・文化部）の対応>

- 県外への遠征（大会参加、練習試合、合同練習、合宿）及び県内へ県外の学校を招致しての練習試合、合同練習、合宿の**禁止**
- 県内における宿泊を伴った合宿の**禁止**

9月1日以降、上記の制限を解除

制限解除に伴い、感染症対策ガイドライン（8/12策定）の本格運用開始

※県が定める「特別感染警戒地域」「重要感染警戒地域」への遠征等については、極力控える。

<学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの本格運用>

- 8/12～25日まで、専門家による県内高校の全ての学校寮の調査及び衛生指導

【主な指摘事項】

- ✓ 学校は、手洗い場にペーパータオル（壁掛け式）を設置
- ✓ 寮務職員は、消毒液の使用期限を明確にして管理。詰め替え容器を使用する場合は、使い切って洗浄した後、十分乾燥した容器に詰め替え
- ✓ 学校は、共同のゴミ箱は、手を使用せず、蓋を開閉できるものを設置

- 上記指摘事項を踏まえて、8/20付けで策定したガイドライン（暫定運用版）を改正
改正したガイドラインを各学校に通知し、9月1日から本格運用